数帯の周波数の使用を第 9.12 号に従って相互に調整する必要があると判断し、WRC-2000 がそれを確認したこと。

g)　こうしたシステムの軌道特性は、不均一であるらしいこと。

h)　この予想される不均一性の結果、複数の非静止衛星による固定衛星業務システムからの epfd の総和レベルは、１つの周波数帯を共用しているシステムの数には依存せず、共用周波数で運用するシステムの数は少ないらしいこと。

i)　単一入射制限値の誤用は、避けなければならないこと。

以下を認識し、

a)　非静止衛星による固定衛星業務システムでは、相互に周波数を共用するため、干渉軽減技術を実現する必要があるらしいこと。

b)　このような干渉軽減技術の使用のために、非静止衛星システムの数は、非静止衛星による固定衛星業務システムにより生じる静止衛星システムに対する干渉の総和と同様に、小さいままであると予想されること。

c)　考慮事項 d)及び e)並びに認識事項 b)に関わらず、非静止衛星システムにより生じる干渉量の総和が、表 1A から 1D に示された干渉レベルを超える場合がある可能性があること。

d)　静止衛星システムを運用する主管庁が、上記考慮事項 a)で言及した周波数帯において周波数を共用する全ての運用中の非静止衛星による固定衛星業務システムにより生じる静止衛星による固定衛星業務及び/又は静止衛星による放送衛星業務通信網に対する epfd 値の総和が表 1A から 1D に示された干渉レベルの総和を超えないよう保証してもよいこと。

以下に留意し、

ITU-R勧告S.1588「複数の非静止衛星の固定衛星業務システムから静止衛星の固定衛星業務網に対して生じるダウンリンクの総等価電力束密度の計算方法」

以下を決議し、

1　調整又は通告情報が適宜に 1997 年 11 月 21 日より後に受領された非静止衛星による固定衛星業務システムを、上記考慮事項 a)で言及した周波数帯において運用している、又は運用を計画している主管庁は、これらの周波数帯の共用周波数で運用しているこうしたシステムにより生じる静止衛星による固定衛星業務及び静止衛星による放送衛星業務通信網に対する干渉量の総和によって表 1A から 1D に示された電力レベルの総和が超過されないよう保証するため（第 22.5K 号を参照）、必要であれば自らのシステムの適切な変更を含む、可能な全ての措置を取ること。

2　表 1A から 1D に示された干渉レベルの総和が超過された場合には、これらの周波数帯で非静止衛星による固定衛星業務システムを運用している主管庁は、表 1A から 1D に示された値又は影響を受けた GSO 主管庁にとって許容しうるレベルであればそれより高いレベルまで（第 22.5K 号を参照）、epfd 値の総和を下げることが可能な全ての措置を早急に取ること。

以下を ITU の無線通信部門に要請し、

1　研究を継続し、必要に応じて、上記考慮事項 a)で言及した周波数帯の共用周波数において運用している又は運用を計画している全ての非静止衛星による固定衛星業務システムにより生じる静止衛星による固定衛星業務及び静止衛星による放送衛星業務通信網に対する epfd 値の総和を計算する適切な方法を開発すること。また、この計算結果はシステムが表 1A から 1D に示された電力レベルの総和に適合しているかどうかを判断するために使う可能性があること。

2　非静止衛星による固定衛星業務システムを運用している又は運用を計画している主管庁の各々のシステムから生じる静止衛星通信網に対する epfd レベルの総和を制限する努力を支援するため、及び正確なモデル化仮定が用いられた場合に全ての非静止衛星による固定衛星業務システムにより生じると予想される最大 epfd↓レベルについて静止衛星通信網の設計者に指針を提供するため、上記考慮事項 a)で言及した周波数帯における非静止衛星による固定衛星業務システムからの静止衛星による固定衛星業務及び静止衛星による放送衛星業務通信網に対する干渉の正確なモデル化に関して研究を継続し勧告を作成すること。

3　表 1A から 1D に示された epfd 値の総和が非静止衛星による固定衛星業務システムの運用者により超過されないことを保証するため、主管庁間で用いることのできる手順を定めた勧告を作成すること。

4　表 1A から 1D に示された制限値の総和を超過する非静止衛星システムからの干渉レベルを認識するための測定技術を開発するよう努力し、これらの制限値に適合していることを確認すること。

以下を無線通信局長に指示する。

1　上記 ITU の無線通信部門への要請事項１で言及した方法の開発を支援すること。

2　上記 ITU の無線通信部門への要請事項１及び３の研究の結果を将来の権限のある会議に報告すること。

決議第 76（WRC-15、改）の第 1 附属書

表 1A[1、2、3]

特定の周波数帯における非静止衛星による固定衛星業務システムにより発射される epfd↓の総和の制限値

周波数帯 (GHz)	epfd↓ dB(W/m²)	epfd↓が超過されていない時間率	基準帯域幅 (kHz)	基準アンテナ口径及び基準発射パターン[4]
10.7-11.7（全地域） 11.7-12.2（第二地域） 12.2-12.5（第三地域） 12.5-12.75（第一及び三地域）	-170	0	40	60cm ITU-R 勧告 S.1428
	-168.6	90		
	-165.3	99		
	-160.4	99.97		
	-160	99.99		
	-160	100		
	-176.5	0	40	1.2m ITU-R 勧告 S.1428
	-173	99.5		
	-164	99.84		
	-161.6	99.945		
	-161.4	99.97		
	-160.8	99.99		
	-160.5	99.99		
	-160	99.9975		
	-160	100		
	-185	0	40	3m[5] ITU-R 勧告 S.1428
	-184	90		
	-182	99.5		
	-168	99.9		
	-164	99.96		
	-162	99.982		
	-160	99.997		
	-160	100		
	-190	0	40	10m[5] ITU-R 勧告 S.1428
	-190	99		
	-166	99.99		
	-160	99.998		
	-160	100		